

令和6年9月定例会会期日程(案)

自 令和6年8月28日 }
 至 令和6年9月18日 } 22日間

会期の予定

区分	月 日	曜日	開 議	議 事
第 1 日	8月28日	水	午前10時	○開会 ○会議録署名議員の指名 ○会期の決定 ○諸報告 ○市長提出議案の報告 ○議案第46号から議案第67号まで一括上程、説明
第 2 日	8月29日	木	……	○休会(議案調査・一般質問ヒアリング)
第 3 日	8月30日	金	……	○休会(議案調査・一般質問ヒアリング)
第 4 日	8月31日	土	……	○休会(土曜日)
第 5 日	9月1日	日	……	○休会(日曜日)
第 6 日	9月2日	月	午前10時	○請願・陳情 ○議案に対する質疑 ○議案の委員会付託
第 7 日	9月3日	火	……	○まちづくり委員会
第 8 日	9月4日	水	……	○文教福祉委員会
第 9 日	9月5日	木	……	○総務委員会
第10日	9月6日	金	……	○委員会(予備日)
第11日	9月7日	土	……	○休会(土曜日)
第12日	9月8日	日	……	○休会(日曜日)
第13日	9月9日	月	午前10時	○市政に対する一般質問
第14日	9月10日	火	午前10時	○市政に対する一般質問
第15日	9月11日	水	午前10時	○市政に対する一般質問
第16日	9月12日	木	……	○休会(事務整理)
第17日	9月13日	金	……	○休会(事務整理)
第18日	9月14日	土	……	○休会(土曜日)
第19日	9月15日	日	……	○休会(日曜日)
第20日	9月16日	月	……	○休会(祝日)
第21日	9月17日	火	……	○休会(事務整理)
第22日	9月18日	水	午前10時	○委員長報告 ○委員長報告に対する質疑 ○討論 ○採決 ○閉会

秩父市議会 9 月定例会（内容一覧）

会 期 8月28日（水）～9月18日（水）予定

議 案 決算の認定等 10件 条例の一部改正 4件 補正予算 8件
計 22件

議案第46号 令和5年度秩父市一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第47号 令和5年度秩父市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第48号 令和5年度秩父市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第49号 令和5年度秩父市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第50号 令和5年度秩父市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第51号 令和5年度秩父市戸別合併処理浄化槽事業特別会計歳入歳出決算の認定
について

議案第52号 令和5年度秩父市公設地方卸売市場特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第53号 令和5年度秩父市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第54号 令和5年度秩父市立病院事業会計決算の認定について

議案第55号 令和5年度秩父市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

【以上別紙、歳入歳出合計表のとおり】

議案第56号 秩父市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する
基準等を定める条例等の一部を改正する条例

【厚生労働省令の一部改正に伴う所要の改正】

議案第57号 秩父市地域包括支援センターによる包括的支援事業の実施に関する基準を
定める条例の一部を改正する条例

【厚生労働省令の一部改正に伴う所要の改正】

議案第58号 秩父市国民健康保険条例の一部を改正する条例

【国民健康保険法の一部改正に伴う所要の改正】

議案第59号 秩父市立病院使用料及び手数料条例及び秩父市大滝国民健康保険診療所
使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

**【市立病院及び大滝国民健康保険診療所の新たな予防接種料の設定等に伴う
所要の改正】**

議案第60号 令和6年度秩父市一般会計補正予算（第2回）

【ミューズパークスポーツの森駐車場等改修工事等の補正措置】

議案第61号 令和6年度秩父市国民健康保険特別会計補正予算（第1回）

【医療費確定に伴う精算等の補正措置】

議案第62号 令和6年度秩父市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）

【繰越金の確定に伴う補正措置】

議案第63号 令和6年度秩父市介護保険特別会計補正予算（第1回）

【介護給付費確定に伴う精算等の補正措置】

議案第64号 令和6年度秩父市公設地方卸売市場特別会計補正予算（第1回）

【繰越金の確定に伴う補正措置】

議案第65号 令和6年度秩父市駐車場事業特別会計補正予算（第1回）

【繰越金の確定に伴う補正措置】

議案第66号 令和6年度秩父市立病院事業会計補正予算（第1回）

【債務負担行為等の補正措置】

議案第67号 令和6年度秩父市下水道事業会計補正予算（第1回）

【農業集落排水事業債等の補正措置】

令和5年度一般会計・特別会計歳入歳出合計表

会計名	歳入額	歳出額	差引残額	* 継続費 繰越 明故	次繰 許繰 越	繰越 費繰 越	実質収支額
一般会計	円 33,254,670,957	円 30,741,537,088	円 2,513,133,869	(2,352,137,000	493,156,000	円 2,019,977,869
特別会計	15,565,566,422	14,966,961,770	598,604,652	(598,604,652
国民健康保険 (事業勘定)	6,615,867,879	6,518,983,573	96,884,306				96,884,306
国民健康保険 (診療施設勘定)	115,224,632	97,831,915	17,392,717				17,392,717
後期高齢者医療	876,531,712	876,072,551	459,161				459,161
介護保険	7,122,601,997	6,863,445,179	259,156,818				259,156,818
農業集落排水事業	178,408,079	125,072,126	53,335,953				53,335,953
戸別合併処理浄化槽事業	206,231,505	140,997,058	65,234,447				65,234,447
公設地方卸売市場	26,676,519	8,416,866	18,259,653				18,259,653
駐車場事業	424,024,099	336,142,502	87,881,597	(2,352,137,000	493,156,000	87,881,597
合計	48,820,237,379	45,708,498,858	3,111,738,521	(2,352,137,000	493,156,000	2,618,582,521

令和5年度公営企業会計収入支出合計表

事業	収益的収入	収益的支出	差引額	* 事故繰越	当年度純損益(参考)	
	病院事業	円 3,052,213,010	円 3,049,188,009	円 3,025,001	円 2,073,573	円 2,073,573
	資本的収入	資本的支出	差引額	* 継続費 繰越 明故	補てん財源使用額	
	円 57,299,000	円 102,290,873	円 △ 44,991,873	(円 5,904,000 5,904,000	円 44,991,873
下水道事業	収益的収入	収益的支出	差引額	* 事故繰越	当年度純損益(参考)	
	円 1,118,325,322	円 958,789,728	円 159,535,594	円 143,593,074	円 143,593,074	
	資本的収入	資本的支出	差引額	* 継続費 繰越 明故	補てん財源使用額	
	円 367,203,161	円 700,601,862	円 △ 333,398,701	(円 333,398,701	円 333,398,701

* 「継続費通次繰越・繰越明許費・事故繰越」欄の()の金額は、翌年度繰越額(歳出)
 * 「継続費通次繰越」・・・履行に数年を要するものについては、予算の定めるところに
 費といいます。また、継続費の毎設定年度の執行残額については、継続最終年度まで
 * 「繰越明許費」・・・歳出予算の経費のうち、その性質上又は予算成立後の事由により当
 繰り越して使用することができます。この経費を「繰越明許費」といいます。
 * 「事故繰越」・・・歳出予算の経費の金額のうち、年度内に支出負担行為をし、避けがた
 「事故繰越」といいます。
 * 「建設改良費繰越」・・・公営企業会計の資本的支出予算の建設改良に要する経費のうち、
 「建設改良費繰越」といいます。

で、その下段の金額は、未収入特定財源を除いた翌年度へ繰り越すべき財源となっています。
 より、その経費の総額及び年割額を定め、数年にわたって支出することができます。これを継続
 順次繰り越して執行することができます。これを「継続費通次繰越」といいます。
 該年度内に支出を終わらない見込みがあるものについて、予算の定めるところにより翌年度に限り

い事故のため年度内に支出の終わらなかったものを翌年度に繰り越して使用することができます。これを
 年度内に支払義務が生じなかったものを翌年度に繰り越して使用することができます。これを